

Press Release

報道関係者 各位

令和2年12月25日
名取市総務部総務課

職員の懲戒処分等について

本日付け、本市生活経済部職員（20代 男性）について、地方公務員法第29条及び名取市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき「停職6月間」とする懲戒処分を行いました。

この処分は、同職員が令和2年8月7日午後1時頃、名取市内の路上において、勤務中にインターンシップに来ていた女子高校生のスカート内をスマートフォンで撮影したことによるものです。

なお、同職員は宮城県迷惑防止条例違反により、令和2年10月30日付けで罰金30万円とする略式命令を受け、既に納付しております。

また、上司である部長級等の職員4人も訓告処分としました。

※職員の懲戒処分にかかる市長コメント

このたびの不祥事につきましては、全体の奉仕者である公務員としてあってはならない行為であり、市民の皆様の信頼を裏切ってしまいましたことを、深くお詫び申し上げます。

市といたしましては、厳正に対処するとともに今後、二度とこのようなことがないように、職員に対し服務規律の徹底を図り、再発防止と市民の皆様の信頼回復に努めて参りたいと考えております。

【問い合わせ】

名取市総務部総務課 綱川（内線410）

TEL：022-384-2111 FAX：022-748-6758